

中間整理（議論のたたき台）に関するコメントについて

平成17年7月1日
日本証券業協会
高橋厚男

V ルールの実効性の確保（エンフォースメント）

4. 自主規制機関の機能強化

投資サービス法の整備に当たっては、自主規制機関の果たす役割は非常に重要であるので、そのあり方や機能強化について検討する必要がある。

現在、証券業協会を始めとする自主規制機関への加入については、業者の任意によるものとされていることから、自主規制機関に加入しないまま業務を行うことが可能である。

加入しない業者に対し行政が直接自主ルールを考慮した社内規程等を整理させるといった対応が行われている現状であるが、投資家が安心して市場に参加し、また、安心して仲介業者に接触することができるためには、このような対応では不十分であり、いずれかの自主規制機関への加入を義務付けることにより、エンフォースメント全体の仕組みを確保していくことが重要である。

(中間整理修正案)

P23. 4. 自主規制機関の機能強化

自主規制機関のあり方や機能については、現在、個別の業法毎に差異が認められるが、根拠規定が投資サービス法とし、自主規制機関としての性格を最も強く有する証券業協会と同等の機能を各機関が有することとすることにより、自主規制機関の機能強化を図るべきである。その際、投資サービス業者に対し、いずれかの自主規制機関への加入を義務付けることにより、投資家が安心して市場に参加できる環境整備を図るべきである。なお、一部の自主規制機関について、その組織率の低さが指摘されたが、証券業協会については、協会に加入しない証券会社が内閣総理大臣の命令を受けた場合、協会の規則を考慮した社内規則を作成し、内閣総理大臣の承認を受けることとされている。当該規定が適用されることにより、自主規制機関の組織率が向上することが期待される。

以 上